

問い合わせ

◆住民生活課

☎0859-54-5210

◆鳥取県後期高齢者医療広域連合

☎0858-32-1097

おことわり

この広報は、国が示す資料などに基づき説明していますが、今後変更されることもあります。

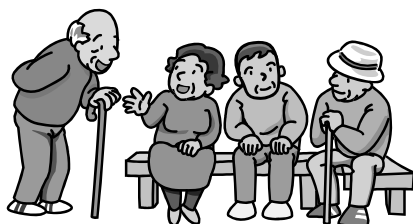
■ 7月に自己負担割合および所得区分の定期判定を行います

負担割合が変わる人には 7月末に新しい保険証をお届けします

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）被保険者は、所得状況などにより医療費の自己負担割合が異なります。4月の制度施行時は、老人保健制度での負担割合を引き継いでいましたが、この負担割合については、毎年1回、7月に前年の所得に応じて判定が行われ（定期判定）8月から新しい負担割合が適用されます。

このほど、平成20年度の住民税課税状況に基づき、8月1日からの自己負担割合の判定をします（表1参照）。その結果、**自己負担割合が現在お持ちの被保険者証に記載の負担割合から変わる人には、7月末に新たな被保険者証をお届けします。**なお、変更がない場合は、現在お持ちの被保険者証を引き続きご使用ください。

※世帯員の異動があったり、所得が更正された場合は、月単位で負担割合を見直すこととなります。負担割合が変わる人については、その都度、新しい被保険者証をお届けします。



《療養給付の区分と自己負担割合（表1）》

所得区分	負担割合	条件
一般	1割	区分が「現役並み所得者」に当てはまらない方
現役並み所得者	3割	同一の世帯に、住民税課税所得が145万円以上の長寿医療制度被保険者（本人を含む）がいる世帯 ※ただし、同一世帯に長寿医療制度被保険者1人（本人）の場合は、年間収入が383万円未満、また、被保険者が2人以上（本人を含む）いる場合は、合わせた年間収入が520万円未満であれば、 その旨を申請いただくことにより、1割負担となります。申請のご案内を個別にお届けするよう にしています。

※平成20年7月までは、同一世帯の70歳以上の方の所得などで自己負担割合を判定していましたが、8月からは長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に加入している方のみで判定することになります。